

# 地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

株式会社 心和が実施する地域密着型通所介護の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## 第1条 事項の目的及び運営の方針

(目的) 要介護状態または、要支援状態にある者(以下「利用者」という)に対し適当な地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

(方針) 1 地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業者は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の援助を行い、利用の質の向上及び、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう利用する側の立場に立った通所介護を提供する。

2 地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたっては、居宅支援事業者、その他保健医療サービスまたは、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第2条 提供場所

1 名称                    デイサービスセンター ひわきの郷  
2 所在地                〒895-1202 鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原 2670-1

## 第3条 従業者の職種、員数及び職務内容

管理者                1名

管理者は介護に携わる従業者の管理指導を行い利用者の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握とその他の管理を一元的に行う。

生活相談員        (兼務を含む) 2名以上 (常勤1名以上)

生活相談員は利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う。

看護職員            (兼務を含む) 2名以上

看護職員は各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

介護職員            (兼務を含む) 2名以上

介護職員は入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

機能訓練指導員 (兼務を含む) 1名以上

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

## 第4条 営業日及び営業時間

営業日                月曜日～土曜日        (年末年始を除く(12/30 午後13:10まで12/31～1/2))  
(災害や突発的な事情で休む場合は、利用者各自に遅滞なく連絡を行う。)

営業時間                午前8時～午後5時00分まで

サービス提供時間    午前9時～午後4時10分まで (7時間以上8時間未満)

サービス提供時間外は自費となる

## 第5条 利用定員

定員                18名を定員とする。

## 第6条 サービスの内容と利用料金

介護支援事業所のサービス計画書に沿った計画を作成しサービスを提供する。

また、サービス計画の内容は利用者、家族等に説明し同意を貰う。地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は薩摩川内市の通所型Aサービスの額とする。なお、当該地域密着型通所介護／介護予防・日常生活支援総合事業のそれぞれのサービスを提供した場合の利用料の額が法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

通常の事業の実施区域外の交通費に関しては、通常の事業の実施区域の境界から1km毎事に300円増しの負担が発生する。

食費、おむつ代、レクレーション費用、その他利用者に負担させることが適当と認められるものについては、保険給付の対象外となり利用者から費用の額の支払いを受けるものとする。なお、その場合は利用者、家族等に対し事前にその旨を説明し同意を得る。

## 第7条 通常の事業の実施区域

甌島を除く薩摩川内の区域とする。

#### 第 8 条 サービス利用にあたっての留意事項

利用者は、通所介護利用時お互いを尊重しトラブル等が発生しないように心掛け、職員の指示に従うこととする。

#### 第 9 条 非常災害対策

非常災害に関して、防災計画による年 2 回の避難訓練、研修会を行う。  
送迎中交通事故が発生した場合は、警察、消防署、病院に連絡し指示を仰ぐ。

#### 第 10 条 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅支援事業者等に連絡する。

事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

利用者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

事故が生じた際にはその原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じる。

##### 緊急時の対応

利用者が、体調の急変、事故等が生じた場合、利用者の主治医に迅速に連絡対応し、医学的判断により他医療機関で受診が必要と認められた場合、協力医療機関に関し、担当医師と連携を取り対応する。又、利用者の家族にも遅滞なく連絡を行う。

#### 第 11 条 その他の留意事項

##### ( 研 修 )

事業所は、従業者等の質的向上を図る為の研修の機会を定期的に設けるものとし、業務体制を整備する。

##### ( 苦情・相談窓口 )

苦情・相談窓口を設け、利用者、利用者家族、利用希望者の苦情・相談等適切に対応する。

##### ( 秘密の保持 )

事業者及びその職員は、業務上知り得た利用者又は、その家族に関する秘密を保持する。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

#### 第 12 条 (虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる処置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の対応を講ずるものとする。

- ・サービス提供中、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村へ報告する。
- ・虐待防止のための研修や苦情処理体制の整備を講ずる。

##### ( 記録の整備 )

従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。また利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

##### ( 個人情報保護 )

利用者の個人情報を含むサービス計画書各種記録等については関係法令等に基づき個人情報保護に努める。また個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとする。

##### (身体的拘束等)

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。緊急かつやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、家族または本人の同意の下、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

#### 第13条（業務継続計画の策定等）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「BCP」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。
4. 感染症対策事業所にける感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに結果を職員に周知し定期的に研修及び訓練を実施する。

#### 第14条（その他運営についての重要事項）

1. 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に努めるものとする。
  - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ② 継続研修 年1回以上
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社心とと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。  
この規程は、平成27年2月1日から施行する。  
この規程は、平成27年10月1日から施行する。  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
この規程は、平成28年5月1日から施行する。  
この規程は、平成30年10月1日から施行する。  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、令和2年7月1日から施行する。  
この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。  
この規程は、令和5年9月1日から施行する。  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和7年9月1日から施行する。  
この規程は、令和7年12月1日から施行する。